

奈良県告示第五百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

安堵町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業安堵町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十四年一月十二日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十四年一月奈良県告示第六百二十一号、平成元年九月奈良県告示第二百八十六号、平成八年三月奈良県告示第五百七十八号、平成十五年三月奈良県告示第五百八十八号、平成二十一年三月奈良県告示第四百七十一号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百二十八号の事業地のうち安堵町大字東安堵字梨本、大字西安堵字太夫垣内、大字岡崎字作道、字樋之口、字阿土西及び字瓜生並びに大字窪田字大仏殿及び字五ノ坪地内において事業地を変更し、安堵町大字岡崎字深田、字井戸田及び字杉之本を加える。